

平成 28 年 9 月 28 日
経 済 産 業 省
電力・ガス取引監視等委員会

特別供給条件の認可に関する意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた特別供給条件の認可申請について審査を行い、委員会として当該認可を行うことについて以下のとおり意見を回答しましたのでお知らせいたします。

西部瓦斯株式会社は、平成 28 年熊本県熊本地方における地震により、災害救助法が適用された地域の需要家等に対して、料金の支払期限の延長や不使用月の料金減免等について特別措置を講じています。

この度、被災された需要家の避難生活が長期化していることを踏まえ、引き続き同一の取扱とするため、9 月 26 日に西部瓦斯株式会社から特別措置の認可申請があり、9 月 26 日に経済産業大臣から意見の求めがありましたので、当委員会において審査を行ったところ、経済産業大臣に対し、需要家に対し、当該特別措置の内容を周知するなどの今般の申請の趣旨を踏まえた配慮を行う旨伝えるとともに当該認可を行うことに異存がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 佐合

担当者:皆川、吉野

電 話:03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)

(別紙)

ガス事業についての特別措置の概要

熊本県熊本地方の地震により災害救助法が適用された熊本県内の市町村において、西部瓦斯株式会社の供給区域において被災したガスの需要家からいずれかの項目について申出があった場合、以下の措置を適用する。

①支払期限の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の平成 28 年 3 月検針分（支払期限日が災害救助法適用日（4 月 14 日）以降となるものに限る。）は 6 か月間、4 月検針分は 5 か月間、5 月検針分は 4 か月間及び 6 月検針分は 3 か月間、ガス料金の支払期限日をそれぞれ延長する。

②不使用月の基本料金免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災日（災害救助法適用日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から 12 か月間において、被災された需要家がガスを全く使用しなかった料金算定期間については、基本料金を免除する。

また、熊本県熊本地方の地震により熊本県において被災された方が被災した場所から移転をし、その移転先で新たに西部瓦斯株式会社からガスの供給を受ける場合に、需要家から以下の項目について申出があった場合、以下の措置を適用する。

①支払期限の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の平成 28 年 4 月検針分は 5 か月間、5 月検針分は 4 か月間及び 6 月検針分は 3 か月間、ガス料金の支払期限日をそれぞれ延長する。

(認可申請を受けようとする者)

西部瓦斯株式会社 法人番号：6290001014048